

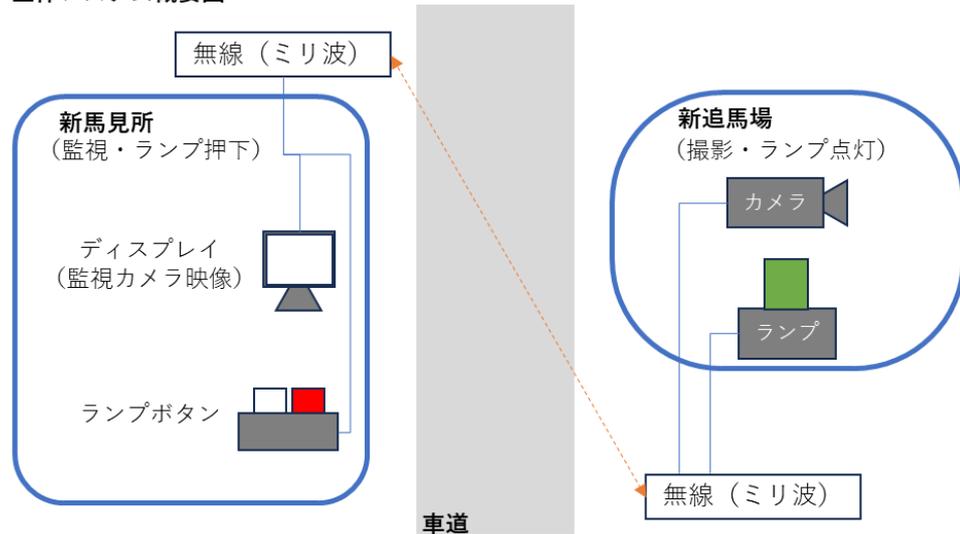
小林牧場C地区調教監視システム仕様書

1 件名
小林牧場C地区調教監視システムの導入

2 導入の目的
新追馬場に遠隔カメラ・放馬ランプを設置し、2025年9月に新設（新築）する馬見所にてカメラ映像を監視し、放馬及び事故の早期発見・場内警戒の一助とするため。

3 規格等

全体システム概要図



※車道がある為、無線LAN（ミリ波）でカメラデータ・ランプデータを送信を行う

(1) 概要

新追馬場に遠隔カメラ・放馬ランプを設置し本データを、60GHz ミリ波無線機器で接続し新馬見所にてカメラ操作及び映像を監視し放馬ランプを作動させる。本全体システムの機器納品及び設置作業を行う。

(2) 仕様

カメラ・放馬ランプ・無線機 仕様：別紙1 性能一覧表のとおり

4 作業内容・納入成果物

(1) 作業内容

- ア システム構築設計
- イ システム構築

- ウ 設置工事・各種テスト
- エ 環境セットアップ及び受入テスト支援
- オ 本番環境への適用及び動作確認
- (2) 納入成果物
 - ア 実施計画書（作業スケジュール）
 - イ 設計書
 - ウ 操作マニュアル
- (3) 納入方法
 - ア 実施計画書は本契約履行開始後速やかに作成し、事業執行課へ提出すること。
 - イ その他は契約期間終了日までに順次納入すること。
- (4) 納入場所
千葉県印西市小林 2886 小林牧場（新迫馬場、新馬見所）
- 5 納入期限
令和7年11月28日（金）
- 6 支払方法
検査合格後、受注者の請求書に基づき一括で支払うものとする。
- 7 その他
 - (1) 入札の参加を希望する場合は必ず現地調査を行うこと。なお、現地調査に係る日程調整及び納入場所の詳細については、事前に問い合わせること。
 - (2) 本件は当該商品の納入だけでなく、既述のとおり、新迫馬場に設置するカメラ及びランプから新馬見所での映像監視・ランプ制御を転送するための接続作業も実施すること。
 - (3) 設置完了後1年間において、受託者の責任による不備、不具合が発見された場合は、受注者は、速やかにこれを是正しなければならない。この場合において、当該是正に係る費用は全て受託者の負担とする。
 - (4) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、契約担当と協議の上決定する。
 - (5) 納品に係る諸費用（配送、納品、設置等）は本契約に含む。
 - (6) 納品に際しては、搬入路、納入場所及び什器等に損害を与えぬよう十分に注意するものとし、万一損害を与えた場合は、事業担当者に速やかに報告の上、受注者の負担において原状回復を行うこと。
 - (7) 納品日時については、事前に事業担当者と協議すること。
 - (8) 納品の際に発生した梱包資材は受注者が責任をもって引き取ること。
 - (9) 別紙「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守すること。

8 連絡先

(1) 契約事務担当 経理課契約係 TEL 03-3763-3953

(2) 事業執行課 厩舎管理課小林牧場分厩舎管理事務所
担当 濱中 TEL 03-3763-2177

別紙1 性能一覧表-1

【カメラ】

項目	仕様
解像度	2MP以上
ズーム	光学10倍上
防塵防水仕様	IP66 以上
機能	カメラ遠隔機能を有す (PTZ機能)
遠隔カメラディスプレイ	23.8インチ (23.8型) 以上
データ伝送方法	IP伝送が可能な事

【放馬ランプ】

視認性	視認性を重視し回転灯である事 ※モータレス回転も可
径	Φ100以上である事
防塵防水仕様	IP66 以上
ランプボタン	稼働・停止の両ボタンによるランプの操作が可能な事
データ伝送方法	IP伝送が可能な事 ※IP変換機によるIP伝送も可

別紙1 性能一覧表-2

【無線機】

項目	仕様
無線 IF	RF 周波数：57GHz～66GHz
	チャンネル数：全 4CH
	チャンネル中心周波数： CH1 58.32GHz CH2 60.48GHz CH3 62.64GHz CH4 64.80GHz
	チャンネル幅：2.16GHz
	変調方式：MCS1～MCS12 (BPSK/QPSK/16QAM)
	接続方式：PTP/PTMP 接続
	指向範囲 水平±45度 (合計 90度) / 垂直±10度 (合計 20度)
	EIRP：40dbm
	最大スループット
外部インターフェイス	1Gbps Ethernet：RJ45 コネクタ x2
動作環境	-30°C～+50°C
防水性能	IP66
セキュリティ	WPA-EAP (設定時)
電源	POE+ 受電
消費電力	25.5W(TBD)
無線認証	日本国内電波法 (技術適合証明取得済)
外形寸法 (mm)	164(W) × 267(H) × 112(D)
重量	3.5 Kg以下

情報セキュリティに関する要求事項

(基本事項)

第1条 この契約により、特別区競馬組合（以下「当組合」という。）から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、この契約による業務を行うにあたり、当組合が所有する情報資産の取り扱いに際し、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、滅失、盗難、改ざん等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(定義)

第2条 この情報セキュリティに関する要求事項において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること。

(2) 情報システム

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組み。

(3) 庁内ネットワーク

当組合内の情報システムにアクセスするために利用する有線又は無線による通信網及びその構成機器をいう。

(4) 情報資産

①情報システム（端末、外部記憶媒体、その他周辺機器を含む。）

②情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(情報セキュリティに関する要求事項等の遵守)

第3条 受託者は、この契約による業務に係る情報資産の取り扱いについては、この情報セキュリティに関する要求事項、当組合情報セキュリティポリシー及び仕様書等において定められた情報セキュリティに関する事項を遵守するものとする。

2 受託者は、この契約による業務に係る情報資産の取り扱いに関し、関係法令等を遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第4条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た情報について、当組合の許可なく当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 受託者は、この契約による業務の遂行にあたって入手した資料、データ、アカウント情

報、記録媒体等について、漏えい、紛失、滅失、盗難、改ざん等から保護するため適切な管理を行わなければならない。

- 3 受託者は、この契約による業務の遂行にあたって個人情報等の重要な情報資産を取り扱う場合は、暗号化、十分な強度を備えたパスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等の対策を行い、特に厳重に管理しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報資産を複写し、又は複製してはならない。

(業務履行場所以外への持出禁止)

第6条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報資産を業務履行場所以外へ持ち出してはならない。

(作業内容等の届け出)

第7条 受託者は、この契約による業務の遂行にかかる責任者、作業内容、作業実施者の氏名及び所属、作業実施場所について事前に当組合に届け出なければならない。

(庁舎内での業務)

第8条 受託者は、この契約による業務の遂行にあたって、当組合の庁舎内において業務を行うときは、業務を行う者の所属、氏名及び作業内容等を事前に当組合に届け出ることとし、当組合が認めた場合を除き、当組合職員立ち会いの下で業務を行わなければならない。

- 2 前項の場合において、当組合の庁舎内において業務を行う者は、所属、氏名等を記載した身分証等を常に携帯し、当組合職員から提示の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(従事者への教育)

第9条 受託者は、この契約による業務の遂行にあたって、当該業務に従事する者に対して、情報セキュリティに関する教育の実施に務めるものとする。

(再委託の禁止)

第10条 受託者は、当組合の承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報資産の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、この契約による業務に係る情報資産の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該委託又は請負先に、この情報セキュリティに関する要求事項を遵守させなければならない。

(情報システム、庁内ネットワーク等の使用)

第 11 条 受託者は、この契約による業務の遂行にあたって、当組合の庁内ネットワークに受託者の端末等を接続し、又は当組合の管理する情報システムの端末を利用するときは、あらかじめ当組合に申請し、当組合の指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の規定により利用する端末等について、当該業務以外の目的に使用してはならない。

3 受託者は、第 1 項の規定により利用する端末等について、必要な情報セキュリティ対策を講じるとともに、第三者による不正利用を防止するため適切に管理しなければならない。

4 受託者は、この契約による業務の遂行にあたって、当組合の情報システムに係る特権アカウントを必要とするときは、必要とする権限、当該特権アカウントによる作業内容、当該特権アカウントを利用する者等に関する情報について、あらかじめ申請しなければならない。

5 受託者は、この契約による業務の遂行にあたって、当組合から情報システムに係るアクセス権限を付与されたときは、当該アクセス権限を遵守し、権限外の不正なアクセスを行ってはならない。

(情報資産の返還又は処分)

第 12 条 受託者は、この契約が完了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る情報資産を速やかに当組合に返還しなければならない。ただし、当組合から当該情報資産について廃棄する旨の指示があったときは、漏えいや不正利用を来さない方法により安全に廃棄しなければならない。

(報告等)

第 13 条 当組合は、この情報セキュリティに関する要求事項その他情報セキュリティ対策の取組状況について、受託者に対し定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 受託者は、この契約による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、滅失、盗難、改ざんその他の事故等が生じ、又は生じた可能性があるときは、速やかに当組合に報告し、その指示に従わなければならない。なお、この契約が完了し、又は解除された後も同様とする。

(調査の実施)

第 14 条 当組合は、この契約による業務に係る受託者の情報セキュリティ対策の取組状況に関し、必要に応じて業務履行場所への立入調査等を行うことができる。

2 前項の場合において、当組合から情報セキュリティ対策の取組に関する改善の要求があったときは、特段の理由が認められる場合を除き、速やかにこれに応じなければならない。

い。

(情報セキュリティに関する要求事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第 15 条 当組合は、受託者がこの情報セキュリティに関する要求事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をする場合がある。

2 前項の規定により契約を解除したときは、当組合は受託者の名称及び違反事実を公表する場合がある。

(その他)

第 16 条 受託者は、前条までに定めるもののほか、情報セキュリティの確保に関して、業務上必要な措置を自主的に講じなければならない。

2 当組合は、前条までに定めるもののほか、この契約による業務の遂行における情報セキュリティの確保に関して、必要な対策の実施について指示することができるものとする。